

# 災害時相互応援協定書

平成26年10月26日

富 山 県 南 砺 市

兵 庫 県 西 宮 市

静 岡 県 富 士 宮 市

福 井 県 あ わ ら 市

栃 木 県 小 山 市

# 災害時相互応援協定

中国紹興市と友好交流都市である富山県南砺市、兵庫県西宮市、静岡県富士宮市、福井県あわら市及び栃木県小山市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣 旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において、地震等の大規模な災害が発生し、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、協定市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

## （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品その他供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## （応援要請の手続き）

第3条 被災市は、被害を受けていない協定市（以下「非被災市」という。）に対し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、緊急を要するときは、これらの事項のうち確認できるものについてのみ明らかにするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- (3) 必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による要請は、電話、ファックスのほか、当該要請の時点における最も適切な方法により行うものとする。

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた非被災市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

(自主的活動)

第5条 地震等の大規模災害発生時において、被災市から第3条の規定に基づき応援要請がないときは、非被災市は、速やかに被災市の被害状況等について情報収集を行うものとする。

2 非被災市は、前項の情報収集により、被災市の被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められるときは、第3条の要請を待たずに、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援の調整)

第6条 この協定に基づいて、応援を行う協定市（以下「応援市」という。）が複数あるときは、応援を有効に行うために応援市間で協議し、応援の調整を行う応援市を定めることができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第5条の規定により応援活動を実施する応援市が提供した物資等に要する経費は、応援市が負担するものとする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議するものとする。

(情報等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策に関する必要な資料、情報等を常時交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定市がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月26日

富山県南砺市苗島4880番地  
南砺市

南砺市長

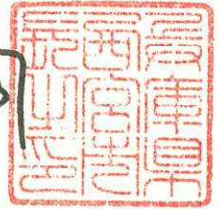
田中幹夫



兵庫県西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市

西宮市長

今井兵司



静岡県富士宮市弓沢町150番地  
富士宮市

富士宮市長

須藤秀忠



福井県あわら市市姫三丁目1番1号  
あわら市

あわら市長

橋本達也



栃木県小山市中央町一丁目1番1号  
小山市

小山市長

大久保寿夫

